

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」及び
「環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1．背景

平成 23 年 4 月 27 日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）第 2 条の施行に伴う改正後の環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）に関し、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）及び環境影響評価法施行規則（平成 10 年総理府令第 37 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

2．改正施行令の内容

- （１）対象事業の要件として指定している交付金の改正（法第 2 条第 2 項第 2 号ロ）
 - 沖縄振興自主戦略交付金を削除し、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条の 3 第 2 項に規定する交付金を追加する。
- （２）配慮書についての意見提出期間の設定（法第 3 条の 5 及び第 3 条の 6）
 - 環境大臣及び主務大臣の意見提出期間をそれぞれ 45 日及び 90 日とする。
- （３）報告書についての意見提出期間の設定（法第 38 条の 4 及び第 38 条の 5）
 - 環境大臣及び免許等を行う者等の意見提出期間をそれぞれ 45 日及び 90 日とする。
- （４）その他（法第 38 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 40 条第 1 項、第 40 条の 2）
 - 都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

3．改正施行規則の内容

- （１）配慮書手続に係る所要事項について規定
 - （法第 3 条の 3 第 1 項第 5 号、第 3 条の 4 第 1 項、第 3 条の 9 第 1 項）
 - 環境省令で定める配慮書の記載事項は、配慮書の案について意見を求めた場合は関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。また、当該意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努める。
 - （配慮書の公表、第一種事業の廃止等の場合の公表は、方法書、準備書及び評価書の手続と同様とする。）
- （２）方法書、準備書の記載事項について規定
 - （法第 5 条第 1 項第 8 号、第 14 条第 1 項第 9 号）
 - 環境省令で定める方法書及び準備書の記載事項は、配慮書の案又は配慮書についての関係行政機関及び一般からの意見、それらに対する事業者の見解、配慮書手続後において位置等に関する複数案を絞り込む過程での環境保全上の検討経緯とする。
 - 条例等に基づいて配慮書手続を行った場合は、方法書及び準備書の記載事項として、上記 ～ のうち条例等において方法書の記載事項として規定されているものとす

る。

(3) 報告書手続に係る所要事項について規定

(法第 38 条の 2 第 1 項、第 38 条の 3 第 1 項)

- 報告書への記載の対象となる環境保全措置は、希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置、希少な動植物の保護のために必要な措置及びその他の措置とする。

(報告書の公表は、方法書、準備書及び評価書の手続と同様とする。)

(4) 学識経験を有する者からの意見聴取 (法第 3 条の 5、第 38 条の 4)

- 配慮書及び報告書について、環境大臣が意見を述べるに当たって、学識経験を有する者から意見を聴取できる旨を定める。

(5) その他 (法第 38 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 40 条第 1 項、第 40 条の 2)

- 都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

4 . 今後の予定

公布：平成 24 年 10 月上旬 (予定)

施行：平成 25 年 4 月 1 日 (予定)